

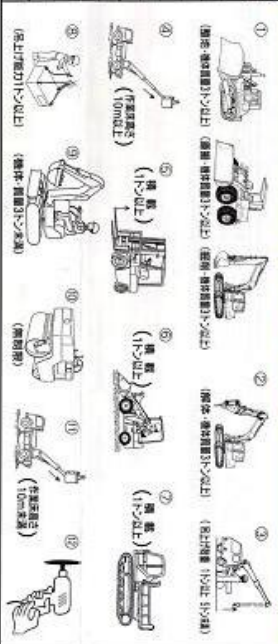


# 技能講習等のご案内

建設機械オペレーター等の作業は労働安全衛生法で資格証の保有義務が義務付けられています。当センタでは、この労働安全衛生法に定められた資格取得のための各種講習(技能講習・特別教育等)を実施していますので、ご案内致します。

## 1. 講習内容

講習区分	講習内容
技能講習	① 車両系建設機械(掘削機) ② 小型移動式クレーン
特別教育	③ 掘削作業車 ④ オートクレーン等 ⑤ ショールームクレーン等 ⑥ 不整地運搬車 ⑦ 小型車両系建設機械 ⑧ ロータリーの運転の業務 ⑨ 掘削作業車(10t未満)等 ⑩ 吊鉤と吊り具の取付業務
受検期間	職員・安全衛生責任者教育



## 2. 講習日程

中国の講習日程表を参照下さい。

## 3. 受講料

- 中国受講料金を等参照下さい。(尚、即成金制度も利用できますので事前にご相談下さい。)
- 受講料の支払いは、当日現金又は事前振込みをお願い致します。  
(入金済の場合は受講出来ません。振替手数料はお受検費にてお支払いします。)

## 4. 申込方法

- 受講を希望される方は、当センタ指定の受講申込書を取り寄せて下さい。(当社より送付致します。)
- ★(注)：受講の途中で欠席や遅到(欠格)となり、また受講料は返金出来ませんのでご注意ください。
- ★(注)：受講を希望される方は、当センタ指定の受講申込書を送付して下さい。(当社より送付致します。)
- 受講日程が決まりましたら、受講申込書を受講開始日の3日前までに届くよう郵送又はFAXして下さい。
- 受講資格として自動運転免許、技能講習・特別教育修了証が必要の方は、免許・修了証等のコピーを申込書の位置に貼付して下さい。
- 業歴経歴は前欄に経歴年数、会社の社名、代表者印を必ず捺印して送付又は送付して下さい。
- 受講申込書(原本)を受講料・免許証・技能・特別修了証の原本及びコピー、その他身分証明書となる住民票(本籍記載のもの)の公印(申請の原本(免許証等お持ちでない方)、車検用紙、電卓(注釈)を受検費のみ、印紙(印可)を持参下さい。
- ★(注)：申込書を先にFAXのみ送付の方は受講当日、申込書の原本を必ず持参して下さい。

## 5. 持参品

講習初日の受付開始時刻は午前9時15分からです。

## 6. 受付開始時刻

**講習会場**

〒811-2112 福岡県粕屋郡須賀町大字楠木字才木1265-25

福岡労働局長登録教育機関  
九州センタ 九州センタ 九州センタ

TEL 092-935-4131  
FAX 092-935-3936  
http://www.komatsu-kyushu.co.jp/kyushu/

① 自動車：九州自動車道福岡インターから約20分  
福岡市東区須賀野インターから約25分  
九州自動車道須賀野PA～教育所(約2.5km)から約15分

② カーター：JR 福北線 須賀野駅 徒歩約5分  
JR 香椎線 須賀野から約30分  
JR 香椎線 須賀野から約20分

③ 徒歩：JR 福北線 須賀野から約20分

須賀野PA方面から  
ETCを装着した普通車、軽自動車のみ利用可能。

# 建設教育訓練助成金 利用による 技能講習資格取得のご案内

## 【助成金制度とは?】

中小建設事業者が、建設労働者の技能の向上のために能力開発を行なう場合の経費、及び資金の一部を助成する制度です。

## 【助成金を受けることが出来る中小建設業とは?】

- 建設業である事 (下記建設業一覧参照)
- 雇用保険の保険料率が18.5/1000であること。
- 資本金が3億円以下又は従業員300人以下の建設業であること。
- 受講者が雇用保険の被保険者であること。

- 建設業一覧 (注:石炭業、採石業、セメント、窯業、生コウの各業種は対象外)
- 1.土木工事業 2.建設工事業 3.大工工事業 4.左官工事業 5.土工事業 6.石工事業 7.電気工事業 8.電気工事業 9.管工事業
  - 10.タコ・須瓦・ブロック工事業 11.製煉造物工事業 12.給排水工事業 13.保安工事業 14.彩灯工事業 15.衛生工事業 16.カプセル工事業
  - 17.塗装工事業 18.防犯工事業 19.内装仕上工事業 20.養護施設建設工事業 21.熱処理工事業 22.電気設備工事業 23.造園工事業
  - 24.築井工事業 25.建具工事業 26.水道施設工事業 27.消防施設工事業 28.清掃施設工事業

## 【助成金制度を利用するには?】

- 第二種助成金は、受講料及び教材費(消費税除く)の70%の助成金が支給されます。
- 第二種助成金制度をご利用頂くには、当教育所に受講予約される時に申し出て下さい。
- 講習受講前に当方と受講の契約をして頂きます。及び講習終了後請求書類を当方より送付致します。
- 事業主にて作成により需寄りの雇用・能力開発機構へ講習終了後2ヶ月以内に請求下さい。
- ※特別教育(A)型建機ロータリーのみでの利用は受講3週間前までに認定を受ける必要がありますので注意願います。
- ※詳細については最寄りの雇用・能力開発機構へお問い合わせ下さい。

管轄番号	助成金の対象となる講習種類	コース	講習日数	受講料	テキスト代	合計(税除く)
第9号	車両系建設機械 (掘削機等)	38時間	5日間	80,800	2,000	82,800
第9号	小型移動式クレーン	18時間	3日間	48,000	2,000	50,000
第14号	掘削作業車	14時間	2日間	42,800	2,000	44,800
第9号	不整地運搬車	20時間	3日間	45,100	1,800	46,900
第5号	掘削機	17時間	3日間	40,900	1,800	42,700
第25号	掘削機	16時間	3日間	40,900	1,800	42,700
第9号	不整地運搬車	17時間	3日間	46,000	2,000	48,000
第5号	掘削機	14時間	2日間	40,500	2,000	42,500
第25号	掘削機	12時間	2日間	40,500	2,000	42,500
第9号	不整地運搬車	35時間	5日間	94,500	2,000	96,500
第5号	掘削機	31時間	5日間	94,500	2,000	96,500
第25号	掘削機	15時間	2日間	47,200	2,000	49,200
第9号	掘削機	11時間	2日間	42,800	2,000	44,800
第5号	掘削機	19時間	3日間	22,800	2,000	24,800
第25号	掘削機	18時間	3日間	22,800	2,000	24,800
第9号	掘削機	16時間	3日間	18,600	2,000	20,600
第5号	掘削機	15時間	3日間	18,600	2,000	20,600
第25号	掘削機	15時間(A)	3日間	18,600	2,000	20,600

① 合計(税除く) × 70% の講習目数 × 1,000円 (H22年度最大)

② 助成金支給予定額は、変更される場合があります。

③ 詳細については最寄りの雇用・能力開発機構へお問い合わせ下さい。

